

東京国公だより 79号・関ブロ国公だより 30号

2024年8月06日 発行《共同デスク》

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 国家公務関連労働組合関東ブロック協議会
メール [アドレス uematsu@tk-kokko.org](mailto:uematsu@tk-kokko.org) 東京国公 HP <http://tk-kokko.org/>

人事院勧告が間近！ 注目すべき課題は多数 マスコミも予測報道ラッシュ

マスコミ各社は2%超を「決定」のゴウキ報道

物価高騰！これでは生活水準が維持できない！

人事院勧告がいよいよ目前に迫ってきました。今日あたりから、事前取材の結果として、マスコミ各社の報道を見ますと、人事院勧告の具体的内容に踏み込んだ記事が目立ちます。



「2%超」は
1992年
以来32年ぶ
りだが…

各種報道では「2%超」
確実との内容です。

もし仮に「2%超」なら、1992年の勧告以来32年ぶりということになります。しかし物価高騰には追い付きません。

1992年の勧告では、2・87%（9072円）でした。1990年代に入ってからはバブルがは

1992年後31回の人事院勧告の結果	
マイナス勧告	6回
ゼロ%勧告	7回
プラス1%未満勧告	15回
プラス1%以上勧告	3回

じけ、その後の日本経済は低迷、賃金は名目でも1997年をピークに下落続きです。

人事院勧告もこうした日本全体の賃金動向が反映され、別表（右）の通りマイナス勧告すら何度もありました。

平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」により、国家公務員給与は、東日本大震災の復興財源に充てるため、平成24年度（2012年）及び平成25年度（2013年）の2年間、人事院勧告によらず特例として平均**7.8%**引き下げられました。

●1%以上勧告

1993年 1.92%
1994年 1.18%
1997年 1.02%

ジェンダー平等は男女の賃金格差の異常＝差別をただすことから

8月4日付の東京国公・関ブロ国公だよりにはたくさんの方々から感想が寄せられました。男女の賃金格差は、実感として、メールニュースの通りではとの声です。以下は国税庁の調査によるものです。東京国公はこの国税庁調査の結果数値で主張を展開しています。

2022年分「民間給与実態統計調査」から

(2023年9月発表＝国税庁 長官官房 企画課)

非正規労働者は正規労働者の38.3%の賃金水準(男女合計比較)

女性はすでに非正規労働者が53.4%(正規1,249万人、非正規は1,432万人「労働力調査」=2022年。2023年では正規1,267万人、非正規は1,441万人・53.2%)を占めています。

男女間、正規・非正規間の給与格差著しく

	平均給与 (年額)	平均給与(年額) 正社員・正職員	平均給与(年額) 非正規社員職員	平均給与(年額) 非正規の正規 との比較
男性	5,633	5,838	2,704	46.3%
女性	3,137	4,069	1,633	40.1%
男女計	4,576	5,233	2,005	38.3%
男女格差	55.7%	69.7%	60.4%	

*一年を通じて勤務した給与所得者の給与年額 (単位は千円)

*男女格差は男性給与額に比較した女性の給与額の割合

正規労働者と非正規労働者、男性労働者と女子労働者の賃金格差は上記の国税庁「民間給与実態統計調査」で明らかでしょう！ではなぜそのようなことが、現実に起きるのか？それは女性労働者の53.2%(2023年の平均値)が非正規労働者だからです。

*OECDが2019年に発表したデータによると、男女間の賃金格差はOECD諸国平均で依然として13.6%もの格差があるとされています。

各国の男女間の賃金差を見ると、日本では24.5%と韓国の34.6%に次いでOECD加盟国2番目の数値を記録ということです。しかし、国税庁の調査結果を見ると、格差24.5%にはいささか疑問があります。